

第3 刑事手続への関与拡充への取組

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)				
214	第3 1 (1) 113 (2) 114	賛成である。もっとも、単に受理するよう努めるのみでは足りず、被害届・告訴の受理を迅速に進められない原因等の分析及びその対策の検討を求める。	B	
215	第3 1 (1) 113 (2) 114	いずれも「努める」とどまっているので、是非「するものとする」にしていただきたい。未だに特に性犯罪については、門前払いの現状が多くあるように、被害者相談をしていると感じられる。せっかく警察まで行ってもその対応に困惑し、むしろダメージを受けたりするのはあまりにも残念である。	B	
216	第3 1 (2) 114	記載の文言は全て不要と考える。これらの5行を全文削除し、「告訴に関しては、可能な限り受理するものとする」との一文で集約すべきである。現在の骨子の文言は、率直な言い方だが、警察官の業務削減のための免罪文となっていると疑わざるを得ない。	B	
217	第3 1 (3) 115	【意見】 賛成である。さらに、被害者が警察より先に病院へ行った場合に被害者の届出意思・告訴意思の有無にかかわらず、証拠採取できるよう、採取キットを地域の主要な産婦人科に備置すること、その費用は行政が負担すること(キットは無償支給すること)を要望する。 【理由】 性犯罪被害者が警察よりも先に病院へ行った場合に、その時点で被害者に警察へ届け出るか否かの決断を迫ることが適切でない場合が多い。そこで、病院に行った時点における告訴意思等の有無にかかわらず、あらかじめ証拠採取する必要性が高い。なお、備置している採取キットに数量的な制限があると採取する事案を絞ることに繋がる懸念がある。	B	
218	第3 1 (3) 115 116	【意見】 賛成である。 【理由】 性犯罪被害者が警察署よりも先に病院へ行った場合に、希望すればその場ですぐに証拠採取が可能となることは被害者にとっても望ましく、今後、ワンストップ支援センターが設置された際にも有効である。	C	
219	第3 1 (3) 115 116	医療機関で性犯罪被害者からの証拠採取等が促進されるように周知する他、保管した証拠が公判で証拠能力を持つような仕組みを整備すること。	B	
220	第3 1 (4) 117	【意見】 賛成である。 【理由】 犯罪被害者等の傍聴の機会が確保されたとしても、法廷において検察官が朗読・告知する内容について書面が交付されていないければ、現実的には訴訟の進行状況を把握することは困難である。	B	

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容			分類案	備考	
221	第3	1	(5)	118	犯罪被害者等にとって、公判記録及び刑事確定記録は、何があったのかを知るために必要不可欠なものである。それぞれの閲覧・謄写について、被害者保護の要請に配慮し、より広い範囲での対応に努めるべきである。 なお、被害者参加対象事件の被害者等から申出があった場合、第1回公判期日前であっても検察官請求予定証拠を弾力的に開示している旨についても、周知が図られるべきである。 ただし、被告人その他関係者のプライバシーが不当に侵害されることのないようにするとともに、被告人の防御権や弁護人の弁護権が不当に侵害されないように検討されるべきである。	B	
222	第3	1	(5)	118	「また、刑事確定記録の閲覧に際して～」以下の5行は削除してほしい。開示しないための言い訳に使われるだけであると思慮する。その代わりに「被告人や証人等の住所、ならびに勤務先、および職業、および交通事故における加害車両の所有者、使用者の開示もできるようにする」との文言を書き加えほしい。	B	
223	第3	1	(6)	119 120	【意見】 賛成である。 【理由】 犯罪被害者等が裁判の進行状況を十分に把握し、刑事裁判へ適切に関与していくためには、犯罪被害者等と検察官との意思疎通が十分に図られることが不可欠である。特に、被害者参加事件については、犯罪被害者等が検察官とのコミュニケーションが取れないままでは、各種の訴訟行為を円滑に行うことが不可能となってしまう。 犯罪被害者等と検察官とのコミュニケーションの充実は、単に被害状況の的確な立証のためにとどまらず、犯罪被害者等の参加の機会の拡充にとって欠くべからざる施策というべきである。	B	
224	第3	1	(6)	120	「～必要な配慮を行うよう努める。」「～伝えるよう努める。」は、それぞれ「～必要な配慮を行わなければならない。」「～伝えなければならない。」と文言を修正してほしい。努力目標では結局、画餅になるだけで、実効性に疑いを抱くを得ないからである。これらは必ず果たさなければならない義務である。	B	
225	第3	1	(7)	121	【意見】 賛成である。 【理由】 検察官の訴訟活動が過度にわかりにくいものであれば、訴訟の進行状況さえ把握することができない。 また、刑事裁判は犯罪被害者等のみならず国民一般の重大な関心事でもあることから、検察官において国民にわかりやすい訴訟活動が行われるべきことは当然の要請である。	B	
226	第3	1	(7)	121	国民に分かりやすい訴訟活動として「視覚的工夫」を取り入れるとしているが、PTSDの危険のある残忍な画像や事件とは関係のない被害者のプライベートに関する写真などは出来る限り控えるべきである。	B	
227	第3	1	(7)	121	視覚的な工夫の例として、具体的にパワーポイントやフリップなどを付け加えた方が分かりやすいと考える。	B	
228	第3	1	(9)	123	被告人には無罪の推定が及ぶところ、これは被告人も有罪判決を受けるまでは無辜の市民として取り扱われるべきであるとの要請を含むものである。したがって、被告人の身柄拘束はあくまで例外であって、可能な限り保釈が許可されなければならない。 また、刑事訴訟法第89条の5では、「被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由がある」と認められる場合は、権利保釈が認められないことになるが、ここでいう加害行為ないし畏怖させる行為とは、特定の相手方に向けられた相当程度具体的な能動的言動であることが必要であり、単に被告人が保釈出所すれば被害者等が畏怖するという程度では足りない。 したがって、検察官が犯罪被害者等から事情を聴くこと自体を否定するものではないが、犯罪被害者等の単なる不安感や恐怖感を過大に評価して保釈に反対することは許されない。	B	

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容			分類案	備考
229	第3	1	(9)	123		
					B	
230	第3	1	(10) (11)	124 125		
					C	
231	第3	1	(11)	125		
					B	
232	第3	1	(12) (13)	126 ~129		(再掲:第4-1・196、198、199、204)
					C	
233	第3	1	(12)	126		(再掲:第4-1・204) 日本司法支援センターでは、広報活動のため、既に関係機関や公共施設にポスター掲示やパンフレット等の配布を行っており、本計画案文については、これに加えてSNS等のメディア媒体による手法も活用することで、より広範囲にわたる広報活動を行うものである。
					D	
234	第3	1	(12)	126		(再掲:第4-1・204)
					B	
235	第3	1	(14)	130		
					B	
236	第3	1	(14)	130		
					C	
237	第3	1	(15) (16)	131 132		
					C	

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容			分類案	備考	
238	第3	1	(15) (16)	131 132	被害の様子を盗撮したビデオなどは被告人から没収したり削除することを制度化すること。	B	
239	第3	1	(15) (16)	131 132	【意見】 賛成である。 【理由】 犯罪被害者等のなかには、捜査段階において適切な情報提供が行われなかったことに対して不満をもつ者が依然として少なくない。犯罪被害者等の捜査機関に対する信頼を維持するためにも、犯罪被害者等が捜査過程において疎外感を抱くことのないよう、捜査への支障が生じない範囲で弾力的に情報を提供しよう努めるべきである。	C	
240	第3	1	(17)	133 134	医療機関に勤務する医師として意見を提出する。 性犯罪に関して、被害からかなりの年数を経過したのちに被疑者が見つかった事例があった。この方の場合、検察とのやりとりの段階で心理的負担が強まってしまい、裁判には応じないという結果となった。被害から間が空いているケースでも、事件に関連する事項に接することで精神症状が悪化することも多いので、この点に是非ご配慮をお願いしたい。	B	
241	第3	1	(18) (19)	135 136	【意見】 賛成である。 【理由】 重大・悪質な交通事故等の犯罪被害者等、ことに被害者死亡事案における遺族にとって、事故による精神的な打撃は、いわゆる通り魔殺人と異なるところがない。警察においては、このような被害者等の心情に配慮し、捜査態勢の強化、研修の充実等を図る必要がある。	B	(再掲:第2-3・103)
242	第3	1	(20)	137	賛成である。	C	(再掲:第2-3・102・第4-2・215)
243	第3	1	(21)	138 139	【意見】 賛成である。 【理由】 不起訴記録については、運用の改善により、実況見分調書などは閲覧・謄写に応じるケースが多くなったものの、その他の証拠については、閲覧・謄写に応じないケースがほとんどである。 しかし、閲覧・謄写に応じられない記録の中に、損害賠償を行うために重要な証拠が存するケースも少なくなく、かかる状況は、民事訴訟による損害賠償の足かせとなっている。 そこで、犯罪被害者等が刑事記録に容易にアクセスできるよう、制度を改善すべきである。 また、不起訴記録の弾力的開示について、立法化は困難な側面があるものの、その開示の基準については公開されるべきである。	B	
244	第3	1	(21)	139	「事前・事後に」とある文言から「事後に」を削除してほしい。これは不起訴処分とした「事後に」、被害者・遺族に対して、その結果報告のみすることを許可していることになるからである。不誠実な被害者・遺族対応が横行する温床になりかねない。不起訴にするかどうかは、必ず事前に説明が行われる必要がある。	B	
245	第3	1	(22)	140	検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度は、訴追裁量権の行使に対して、犯罪被害者の申立に基づき、市民による判断を尊重する点で民主的統制の強化であるが、犯罪被害者等の支援の観点からも望ましい施策と評価できる。 一方で、従来の検察官の起訴裁量とあまりにかけ離れた運用がなされることの刑事政策的な是非については十分検討する必要があると史料する。	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
246	第3	1	(23)	141	<p>情状酌量のため、また刑務所での再犯防止策の一環としてであっても、被告人、加害者からの手紙等の受取については被害者の申し出があった場合のみとすること。被告、刑務所側からは一切の被害者情報へのアクセスを許さないこと。</p>	B	
247	第3	1	(23)	141	<p>少年院処遇規則は、第52条で「面会は、矯正教育に害があると認める場合を除き、許可しなければならない」、第55条で「通信及び小包の発受は、矯正教育に害があると認める場合を除き、許可しなければならない」と定めている。被害者からの面会・信書の発受については、特にその時点における矯正教育がいかなる段階にあるかとの関係での慎重な配慮を要する。矯正教育の進捗状況を軽視し、被害者の要望のみを尊重して、一方的かつ性急な面会や通信の発受が行なわれるならば、少年に被害者の非難に対する恐怖心や社会復帰に対する絶望感をもたらしかねない。同時に、被害者からの面会や通信の発受を受けられるべきか否かの判断には、被害者の現在の心情や状況に関する情報も欠かせない。双方の同意を前提とするきめ細かい情報の交換が必要であると思料する。</p>	B	
248	第3	1	(24)	142	<p>「ア 法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。」とあるが、再犯率の高さからも、矯正教育が十分でないと思う。刑務所職員も被害者について勉強不足だと思う。刑務所職員にも被害者教育が必要である。加害者を更生させることイコール仕事に就けることと言う観点が強すぎて、人として人を思いやる心を持つことによって、社会が受け入れてくれること等を教えていただきたい。限りなく加害者に甘い社会で、再犯を起こしても誰もその責任を取らないのは、おかしすぎる。矯正教育の充実に真剣にお願いしたい。たとえば、加害者の生い立ち、どのような両親に育てられたのか、などを調べれば、その人間の欠けている部分が見えてくる。カウンセラーをつけるなどして、2度と人を殺さない人間に更生させてから社会に戻すようにしてほしい。「絶歌」出版の少年Aのような行動をして被害者を2度傷つけることのないようにお願いしたい。</p>	B	(再掲:第2-2-91)
249	第3	1	(24)	142 ~ 145	<p>心情伝達を利用して感じてきたことについて 1 被害者側の保護司が各県に2名までなのは少なすぎる。 2 被害者側の心情や、心情伝達の存在意義も分かっていない観察官から二次被害を受けているので、そういったことがないようにしてほしい。 3 被害者心理などの勉強会に行ける保護司を、各県に1人ではなく、誰でも行けるようにしてほしい。 4 贖罪プログラムの内容を教えてもらえないのは納得いかない。きちんとした指導がなされているか心配。現にうちの加害者は、保護観察が付いてから1年10カ月経つのに何も変わっていない。 5 保護観察の通知書に書かれている情報が少なすぎる。回数だけしか教えてもらえないのは何故か？ 6 心情伝達を行う時、被害者側の保護司も立ち会うだけではなくて、自由に発言できるようにしてほしい。加害者の担当は、加害者をかばうから。 7 加害者に、心情伝達を理解・記憶する能力がない場合には、その家族と一緒に聞いてもらうようにしてほしい。 8 または、文書にして家族に渡してほしい。うちの加害者は、私が必死に訴えてきたことを何も覚えていない。それでは困る。 9 もっとシンプルに、被害者の声をそのまま届けてほしい。 10 ただの伝言ゲームにならないように、心情伝達を通してしっかり指導してほしい。 11 観察官などから二次被害を受けた場合、どこに相談したらいいかわからない。相談できる窓口を作ってほしい。</p>	B	(再掲:第2-2-91) 被害者担当保護司については、各県の保護観察所において、男女各1名以上の保護司を指名することとしている。また、被害者等に通知する事項については、情報提供により被害者等が受ける利益と加害者のプライバシーの制約等による不利益とを比較衡量し検討されている。さらに、少年である保護観察対象者に心情等の伝達をするときは、できる限り、その保護者を同席させることとし、成人の場合についても、相当と認めるときは、親族の同席を求めることとしている。

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容		分類案	備考	
250	第3	1	(24) 142 ~145	「被害者の視点を取り入れた教育」について、矯正教育の進捗状況を軽視し、被害者の要望のみを尊重して、一方的かつ急性な面会や通信の発受が行なわれるならば、少年に被害者の非難に対する恐怖心や社会復帰に対する絶望感をもたらしかねないため、極めて慎重な配慮がなされる必要がある。 また、被害者等の心情等を加害者に知らせるにしても、加害者の更生状況を勘案して、その更生を阻害することのないよう留意すべきである。	前段 B 後段 E	(再掲:第2-2・91) ※後段(「また、」以降)についてはE。 →伝達することが保護観察対象者の改善を妨げるおそれがあるなどの事情を考慮して相当でない認められるときは伝達しないこともできる旨、既に法に規定されている。
251	第3	1	(25) 146	保護観察官が、加害者の恩赦や仮釈放に関して犯罪被害者遺族から意見を聴取したいという申し出があるようだが、ご遺族は、事故から数年経過後の加害者に関する連絡に動揺するだけでなく、加害者が恩赦を受けたり仮釈放するかもしれないことを知って衝撃を受ける。 また、加害者の恩赦等に関する結果は、ご遺族に報告しないこととなっており、結果を教えてもらえないならば意見を述べても仕方がないと考えるご遺族が多い。 例えば、加害者の処分結果(保護観察など)をご遺族に通知する際に恩赦の意見を求めることがある等を事前に知らせておくこと、加害者が恩赦の手続を望む時は加害者自身がご遺族に手紙等で連絡すること(その後に保護観察官が連絡すること)、恩赦等に関して意見を述べたご遺族にはその結果を通知すること等が出来れば、負担が軽減されるご遺族もいらっしゃるよう思うので、検討をお願いしたい。	B	
252	第3	1	(25) 146	受刑者の仮釈放について犯罪被害者等の意見を聴くと、犯罪被害者は仮釈放を認めるべきでない強く反対することが多いであろうから、仮釈放の是非を審査する更生保護審査会の審査に影響することは間違いない。 仮釈放については、現在も、法律で認められている期間を経過してもなかなか認められていない現状があり、この現状がより悪化する可能性がある。したがって、受刑者の仮釈放について犯罪被害者等の意見陳述の機会を設けることについては慎重に検討すべきである。	E	仮釈放等の審理を行うに当たり、被害者等からの意見を聴取する機会を設けること自体は、既に法により規定されている。
253	第3	1	(26) (27) 147 148	賛成である。	C	
○ その他						
254	第3			被害者参加人のための国選弁護制度を利用するための資力条件が厳しい。犯罪被害に遭わなければ支出する必要のなかった費用である。犯罪被害者等が経済的な負担を気にすることなく十分に制度を活用することが出来るように、資力条件をさらに緩和してほしい。	B	
255	第3			裁判について 1 遺影をそのまま持ち込めるようにしてほしい。大きすぎると言われるが、通常サイズの遺影である。断られたら、わざわざ小さいサイズを作らなければならない。 2 小さな裁判所だと加害者との距離が近すぎて辛い。 3 傍聴券が当たらなかった人のために、別室などで、モニターで公判を見られるようにしてほしい。テレビ放送があっても良いと思う。遠くから行って外れたらショックである。	E	裁判所は行政機関ではないため、基本計画に盛り込むことは困難である。
256	第3			幼児期の被害の時効を完全なしにしてほしい。	E	犯罪被害者等施策の枠内のとどまらないことから、基本計画の見直しの中での検討にはなじまない。

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考
257	第3	<p>職業運転手が交通事故の加害者となった場合、運転手の健康管理表・運行状況・タコメーター・車両のドライブレコーダーの提出を義務化してほしい。これらが義務化されていないから、運送会社やバス会社などの組織ぐるみの隠ぺい工作を許すことになっている現状がある。</p>	E	<p>犯罪被害者等施策の枠内のとどまらないことから、基本計画の見直しの中での検討にはなじまない。</p> <p>なお、第15回基本計画策定・推進専門委員等会議における「第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見に対する整理」の検討で、「職業運転手のドライブレコーダー等の提出義務」については、検討の対象外とすることが了承された。</p>
258	第3	<p>日弁連(日本弁護士連合会)の近年の加害者偏重姿勢は目に余るものがある。加害者に寄り添い、被害者を泣かせ、犯罪を助長させて、弁護市場を作り出すことが使命であるかのように感じることもある。</p> <p>先日も耳を疑うような報道があった。日本弁護士連合会がまとめた「死刑事件の弁護のために」という手引についてである。死刑求刑が予想される事件の弁護活動において、公判への被害者参加に断固反対するように求め、取り調べでも原則黙秘せよと書いている内容である。この手引では、裁判官と裁判員に死刑判決を回避させることを「唯一最大の目標」とまで明記している。犯罪被害者支援弁護士フォーラムも抗議声明を出しているが、私たちも強い憤りを覚えている。被害者参加制度への無理解、刑事弁護人の本来の職掌のはき違え、被害者への冒涇に他ならないからである。</p> <p>日弁連に対して指導を行い、法律家団体本来の職責に立ち返るよう指導してほしいと考える。</p>	E	<p>日本弁護士連合会は行政機関ではないため、基本計画に盛り込むことは困難である。</p>

第4 支援のための体制整備への取組

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考
1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)				
259	第4 1 (1) (2) 149 150	【意見】 いずれも賛成である。ただし、関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべきである。 【理由】 犯罪被害者等に対し、直面している問題に関して、適切な情報提供を行い、相談を受けることは支援の第一歩として極めて重要であり、この体制を整備することは、犯罪被害者等のための施策として必要不可欠である。 また、犯罪被害者等がアクセスする機関のどこにおいても総合的な情報提供を行うことができ、それら機関が連携することが必要であることは言うまでもない。	B	
260	第4 1 (1) ~ (3) 149 ~ 151	さまざまな分野の対人援助職すべてが「性暴力」について研修を受けられるような仕組みにしてみたい。実際に最初の対応は、市町村の関係者であることも多い。早期発見、最初に二次被害を生まない先手が、すみやかな回復につながる。	B	地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進としてB
261	第4 1 (1) ~ (4) 149 ~ 152	地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進について、条例を制定して被害者等の視点に立った支援を促進している自治体もあれば、基本法成立10年たっても被害者が置き去りにされ孤立してしまう自治体がある。地域によって支援体制にばらつきがあることはとても不思議である。	C	
262	第4 1 (1) ~ (6) 149 ~ 153	全体的に課題をしっかりと認識されて計画されているので、良い計画だと思う。 これが絵に描いた餅にならないように、全国どこでも被害者が支援を受けられるように、各自治体の犯罪被害者支援窓口の充実を促進していただきたい。	C	
263	第4 1 (2) 150	窓口を作っても、「被害者支援として何ができるか」が目的だと感じている。地方公共団体の役割(生活支援)について、強かに指導してほしい。窓口を作ればよいということではないと考える。	B	
264	第4 1 (2) 150	具体的事案において、市町村や民間支援団体から支援方法の問合せがあった際に、助言やコーディネートを行うスーパーバイザーを各都道府県の主管課に置くよう推進していただきたい。	B	
265	第4 1 (2) 150	地方公共団体職員と民間支援員が参加する研修を新たに盛り込んでいただいたが、コーディネーターの役割については、民間支援員の養成で触れているのみである(163)。いずれの相談窓口においても、二次被害を与えることなく、ニーズを把握し、必要な情報を提供し、適切な機関・団体への橋渡し等の支援をコーディネートできる人材を配置することが望まれる。とりわけ、地方公共団体の総合的相談窓口については、(151)の施策とあわせ、人材育成や機能強化についても言及すべきと考える。	A	現行の(150)、(151)、(153)等の記載に加えて、人材育成や機能強化について、より詳細に記述することは、政府が定める施策の大綱という基本計画の位置付けからすると、馴染まないものとする。
266	第4 1 (2) 150	専門家の一覧を取りまとめ、地方公共団体における対応を行ってほしい。	B	地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化としてB
267	第4 1 (3) ~ (7) 151 ~ 155	賛成である。	C	
268	第4 1 (3) 151	犯罪被害者支援に携わる職員に対しての研修は重要であるが、地方自治体にはすでに高齢者、障がい者支援他に精通した専門職が多数存在する。こうした専門職を支援に充てることで、二次被害の防止ならびに支援の質を短期間で向上させることが可能になる。	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
269	第4	1	(3)	151	<p>犯罪被害者支援において、行政機関において生活支援専門職(社会福祉士・精神保健福祉士・保健師等)が中心的役割を果たせるようにしていただきたい。</p> <p>1 地方公共団体の窓口に、資格を有した生活支援専門職を配置していただきたい。</p> <p>2 上記配置が難しい場合は、都道府県に広域支援員として生活支援専門職を置き、後方支援をおこなうなどの手段を講じること。</p> <p>3 生活支援専門職が犯罪被害者支援においていかに充実した支援を行っているかについて、地方公共団体への普及啓発に努めていただきたい。</p> <p>4 上記窓口で対応する生活支援専門職に対し、都道府県、政令指定都市を単位として、犯罪被害者等の知識研修プログラムの実施を進めていただきたい。</p>	B	地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化としてB
270	第4	1	(3)	151	<p>地方公共団体の総合的対応窓口を、保健や福祉を担う部署におき、社会福祉士、精神保健福祉士及び保健師等の専門職を配置することを推進願いたい。</p> <p>それが難しい場合には、当面の間、社会福祉主事に対応窓口を担当してもらう体制の確立を提案いただきたい。</p>	B	地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化としてB
271	第4	1	(3)	151	<p>犯罪被害者支援における専門相談員の配置に対して、国から補助金を交付するなどの方策を検討していただきたい。地方公共団体の施策促進には限界があり、人員配置などを理由に施策を進めていない地方公共団体の取組が進むような方策が必要である。</p>	B	地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化としてB
272	第4	1	(4)	152	<p>特化した条例・計画・指針の情報が必要。特化していないものと混在させず白書又はホームページに掲載していただきたい。</p>	B	
273	第4	1	(4)	152	<p>「犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う」とあるが、情報提供だけでなく、助成金を出して、法制化を推し進めて欲しい。</p> <p>アメリカの例では、連邦が法律を定め、各州に法制化を勧める際には、期限を決めて、例えば、3年以内に法律を作れば作ったすべての州に助成金を出すことを行い、法制化を推進している。</p>	D	第15回基本計画策定・推進専門委員等会議における「第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見に対する整理」の検討で、「犯罪被害者等に特化した条例や基本計画の整備等」については、地方自治尊重の観点から、「条例等に関する地方公共団体に対する情報提供」と整理され、その後、現行の案が了承された。
274	第4	1	(5)	153	<p>施策の地域格差を解消するため、都道府県に対し市町村職員を集めた研修や会議の定期的な開催を要請していただきたい。研修の内容や回数にも地域格差がある。</p>	B	
275	第4	1	(6)	154	<p>この項目は、現計画にもあり、一言一句同じである。ところが、同じ取組項目は第3次男女共同参画基本計画にもあるが、先行してパブリックコメントの手続が行われた第4次男女共同参画基本計画では、この項目は消えている。</p> <p>これは、5年前に22都道府県の女性センターで相談対応していたものが20都道府県に減ったことを踏まえ、女性センターでの対応を強いることを断念したものと考えている。</p> <p>犯罪被害者等基本計画に継続してこの項目を入れているのは、単なる削除ミスだと思う。それとも、男女共同参画基本計画の方が誤りなのか。</p>	F	<p>第4次男女共同参画基本計画においては、当該記載はないものの、削除ミスではない。</p> <p>なお、男女共同参画センターのみを想定しているわけではないので、下記のように「等」を加えることとした。</p> <p>内閣府において、男女共同参画センター等における中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。</p>
276	第4	1	(6)	154	<p>性犯罪被害者の中長期の回復支援に、男女共同参画センターはとても有効な社会資源である。性暴力被害は、ジェンダーの問題と大いに関連する。先進事例の収集という段階ではなく、実際に支援に取り組むような記述に変えてほしい。男女共同参画センターの相談員は、全員が性暴力の相談に適切に対応できるよう育成してほしい。</p>	B	
277	第4	1	(6)	154	<p>性犯罪被害者のカウンセリングの対応ができる男女共同参画センターの数を増やすように数値目標を設定すること。定期的にスーパービジョンを受けられるような予算措置をすること。</p>	B	

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考
278	第4 1 (8) 156 (9) 157	【意見】 賛成である。 【理由】 二次被害を与えずに、児童及び保護者の被害回復に資するため、教育関係者に対する、性犯罪被害の研修も行うべきである。	B	(再掲:第2-1-59)
279	第4 1 (9) 157	児童生徒への対応については、「性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図る」と第2次犯罪被害者等基本計画にも明文化されていたが、県の調査では性犯罪被害ワンストップ支援センターの存在が教職員にあまり周知されていなかった。 そこで、性被害に遭った児童生徒へ適切な対応が図られるよう、ワンストップ支援センターの周知はもとより、加害者の多数が近親者や顔見知りであるなどの『性被害の特殊性への理解』を加えていただきたい。	B	
280	第4 1 (9) 157	性被害にあった児童への対応は、非常に長期的な見守りが必要であり、一旦適応が良好にみえても、思春期以降に大きな揺れが来る場合もある。SC、SSW、そして管理職には、その子どもの教育環境や生活全般を見通した支援を行えるよう研修を積んでほしい。	B	
281	第4 1 (9) 157	性犯罪被害にあった児童への対応が十分できるように、養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへの専門的知識及びジェンダー平等の視点に立った研修を行うこと	B	
282	第4 1 (11) 163	コーディネーターの役割は重要であり、その役割を民間支援員に丸投げするのではなく、各地方公共団体において責任を持ってコーディネートできることも合わせて検討すること。	B	(再掲:第4-2-219) 地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進を図るため、「地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進」(150)、「地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化」(151)等が盛り込まれている。
283	第4 1 (11) 163 (12) 164	賛成である。	C	
284	第4 1 (2) 164	ワンストップ・サービスの構築を推進するとの具体的な内容が分らない。また、ワンストップ支援センターとの関係も分り難く、それぞれの施策の違いが明確となるよう具体的な記載をお願いしたい。	A	本施策の記載は、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターとは異なるものである。これを明確にするため、以下のとおり修文する。 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、 配偶者等からの暴力犯罪被害者 支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進するための必要な助言等を行う。
285	第4 1 (13) 165	賛成である。ただし、関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべきである。	B	
286	第4 1 (14) 166	被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおいては、犯罪被害者の生活問題への対応力の向上を図る観点から、都道府県の精神保健福祉士(協会)や社会福祉士会といったソーシャルワーカーの団体もメンバーとして加えることを考慮いただきたい。	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
287	第4	1	(14)	166	希望しても犯罪被害者団体が加入できない現状があるため、メンバーに例示した方がよい。	B	第22回専門委員等会議においても説明がなされたとおり、計画案文中に列挙した団体は、あくまでも代表例であり、他の団体の参加を排除する趣旨ではないため、あえて修文を要しないものとする。 なお、被害者支援連絡協議会等の会員構成については、地域の実情等を踏まえて検討すべきものとしており、寄せられた御意見は、現在未加入の団体の新規参画を検討する際に参考とする。
288	第4	1	(14)	166	警察の捜査は加害者の逮捕が目的であり、被害者が求めるケアとは直接的に結びつかない難しさがある。おそらく、警察官と心理カウンセラーとの連携によって、性暴力被害者は自分の事件を警察においても、もっと楽に語るようになるだろう。ここでの連携が可能になれば、警察への性暴力被害者からの申告はもっと増えるであろうと思われる。	C	
289	第4	1	(14) ～ (18)	166 ～ 171	賛成である。	C	
290	第4	1	(15)	168	警察の性犯罪被害者対応の相談電話では、被害にあった方の求めに応じたジェンダーの相談員が対応出来るようにすること(女性相談員を置くことだけでなく、男性に話を聞いてもらいたい人には男性の相談員が対応する)	B	
291	第4	1	(16)	169	フリーダイヤルや電子メールといった手段はどちらかという受け身な形であるため何らかの形で被害少年等にこちらから対応に行ける環境を作る。	B	
292	第4	1	(16)	169	警察における被害少年が相談しやすい環境整備の中で、「ヤング・テレホン・コーナー」等の電話窓口の設置やフリーダイヤル等による相談の導入がなされるようだが、そういった制度の周知も並行して行うべきではないかと思う。方法としては、学校や駅前等で、そういった窓口の電話番号が書かれたカードを配布する等がある。	B	
293	第4	1	(17)	170	指定被害者支援要員は、民間団体の活用により、アドボケートの要素を含むものとし、犯罪直後から自立・定着支援まで、長期に渡り犯罪被害者と関わる。	C	
294	第4	1	(17)	170	犯罪被害に遭った直後に、警察の事情聴取を受けたり、実況見分に立ち会ったりすることは、被害者・遺族にとって、大変ストレスの多いことである。そんななかで多くの被害者・遺族は、たった一人で、誰からのアドバイスや援助もなく、その対応をしなければならない。そうしたなかで精神のバランスを崩してしまう人もいる。 そうした思いを被害者・遺族にさせないようにケアをし、そのストレスや戸惑いを少しでも軽減させるためにも、警察署内にソーシャルワーカーを配置し、事情聴取などで警察署を訪れる被害者・遺族に対して話しかけ、困ったことはないかヒアリングができる体制を築いてほしいと考える。 決定的なアドバイスをするのではなくても、「無理しなくていいですよ」「いま決めなくてもいいですよ」と、家族ではない他人が言ってくれることが大切な意味を持つと考えている。	B	
295	第4	1	(19)	172	賛成である。また、公共交通事故被害者支援室の存在自体についても広く周知すべく措置を取るべきである。	B	公共交通事故に遭った被害者等に対しては、直接被害者等に接触する等周知活動を実施している。また、全国10のブロック毎に、年1回程度「公共交通事故被害者等支援フォーラム」を開催し、周知を図っているところ。
296	第4	1	(20) ～ (25)	173 ～ 178	賛成である。	C	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
297	第4	1	(21) (22)	174 175	<p>ストーカー事案への対策の推進のためには、現に被害を受けている者、またはこれから被害を受ける可能性のある者に対して、ストーカー行為に対する適切な対応を周知すべきと考える。</p> <p>たとえば、防犯グッズの使い方の講習会を開き、自己防衛策を学べるようにすることや、ストーカー行為にあったとき、法的に効果のある証拠の保全方法(ストーカーからの手紙を処分しないなど)を、パンフレットを配布して広めることができると思う。</p> <p>ストーカー対策を題材としたものであるため、参加し辛いと感じる人がいると考えられるので、講習会は警察署で開催するもののほか、公民館等の公共施設を会場にして、気軽に参加しやすい雰囲気を作ることが必要だと思う。</p>	B	
298	第4	1	(21) (22)	174 175	ストーカー事案については関係機関の連携を推進すること。	B	
299	第4	1	(22)	175	<p>被害者などの安全確保を最優先とあるが、漠然としているので具体的な策について考えてみた。</p> <p>これまでのストーカーの被害者からの意見で、窓口に相手にされず門前払いされてしまったという意見が多いと思う。たしかにどこからがストーカーで、どこまでがストーカーじゃないのかが曖昧であると思う。それなので、公表しない内部的な基準を定め対応すべきであると考え。</p> <p>また相談時に悪質なストーカー被害との基準に達した場合は、パトロール中の警察官がすぐにつけけることのできるような電話対応体制を整えるべきではないかと考える。</p>	B	
300	第4	1	(22)	175	<p>ストーカー被害を訴える者が現れた場合に、各警察署・警察官が取るべき対応をある程度マニュアル化して定めてはどうか。特に、実際の被害がない状況に重点をおき、最大限の対応を行うことができるようにすることで、被害が重大化する前の段階での早期対応を推進するべきだと思う。</p> <p>マニュアルは必要以上に細かく定めるのではなく、警察官の対応の効果的なお手本を掲載しているものとするので、臨機応変な行動を抑制することがないようにすべきである。</p>	B	
301	第4	1	(23)	176	JKビジネスを人身取引事案として対応すること。	B	御指摘の「JKビジネス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国においては、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」における人身取引の定義に該当する行為は全て犯罪とされており、これに該当する事案には人身取引事案として適切に対処している。
302	第4	1	(24)	177	さらに今後は、検察庁や法テラスなどの各機関にも、社会福祉専門職が配置されていくことを望む。	B	
303	第4	1	(26)	179	<p>【意見】 更生保護官署と保護司による犯罪被害者等に対する支援については、慎重に検討されるべきである。</p> <p>【理由】 犯罪被害者等は、更生保護官署及び保護司は、加害者の更生を支援する側であると考えている。保護司は保護観察中の者よりも、高い位置にいるが、犯罪被害者等とは平面、つまり同じ目線の高さで向かい合わなければならない。このような任務のスタンスがまったく異なる犯罪被害者等に対する支援について、更生保護官署に任せ、保護司を活用することは、犯罪被害者等からの反発あるいは二次被害を生じることも予想される。</p>	B	
304	第4	1	(27) ～ (41)	180 ～ 199	賛成である。	C	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
305	第4	1	(27)	180	<p>最近、当会会員が保護司や保護観察官を対象とした講演を行うことがよくある。そこで痛感することは、全体的に被害者に対する理解が極めて乏しいことである。ずっと加害者に寄り添う職務を続けてきたためもあるかもしれないが、根本的な部分から啓蒙活動を行っていく必要があると考えている。そこで下記の点を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察官資格試験に被害者理解の内容を盛り込んでほしい。 ・保護司・保護観察官の導入研修に被害者理解の項目を盛り込んでほしい。 ・犯罪被害者や遺族を呼んでの講演を全国の保護司会などで定期的に行うようにしてほしい。 	B	
306	第4	1	(27)	180	更生保護の保護司について、もっと性暴力についての研修を積んでほしい。	B	
307	第4	1	(28)	181	犯罪被害者の相談窓口の周知と研修体制の充実で、子供や女性の人権保護を周知させる取り組みは評価できる。しかし、現代では成年男性も暴力等の被害者になることが増えている。この計画は平成32年度末までの5年間という長期的なものであるのだから、もっと男性の被害者支援に関する相談体制の充実・周知を検討するべきである。	F	本項目は、法務省の人権擁護機関の相談窓口として「子どもの人権110番」や「女性の人権ホットライン」等を例示しているが、子供や女性のための相談窓口の周知だけでなく、男性からの相談も含めた人権擁護機関の取組全般についての広報活動の一層の充実を図るとしているものである。
308	第4	1	(29)	182	法務省単独で認知は難しいので、協力を求める機関も明記したほうがわかりやすいと思う。	E	本項目は、法務省において、子供の人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合の記述であるところ、連携すべき関係機関については、事案により異なることから、協力を求める具体的機関名を記述することは、政府が定める施策の大綱という基本計画の位置付けからすると、馴染まないものとする。
309	第4	1	(34)	188	<p>「学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるように、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。」</p> <p>以上のような取り組みが書かれているが、犯罪被害者の気持ちを理解できている校長、教員、カウンセラーが全く育っていないので、複数回の研修が必要だと思う。教職課程に取り入れていくなどの工夫も必要である。教員たちにしっかりと研修してもらいたいと思う。</p>	B	(再掲: 第4-2・217)
310	第4	1	(35)	190	教育委員会ではなく、民間団体主導による相談窓口強化を図る(学校内の犯罪においては、教育関係者が加害者であることも、少なくない)。	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
311	第4	1	(42)	200	<p>【意見】 賛成である。</p> <p>【理由】 性犯罪被害者への支援について、我が国の準備は遅れている。民間団体において、各県庁所在地で犯罪被害者を支援する体制は、整いつつあるが、地方都市での支援が、まだまだである。また、民間団体においては、平日の支援体制は充実しつつあるが、休日や夜間での支援体制が不十分である。</p> <p>このため、犯罪被害者等早期援助団体だけではなく、他の性犯罪被害者支援に特化した団体との連携も模索すべきである。</p> <p>そして、性犯罪者に対して、緊急の支援が必要な場合もあり、たとえば、自殺防止のため、閉鎖病棟のある精神病院への緊急入院も必要となる場合もある。また、性病の検査のため、病院との連携が不可欠となる。</p> <p>加害者からの示談申し入れには、被害者側の弁護士からの支援を早急に受ける必要もある。被害直後の犯罪被害者は、電話での相談で落ち着く場合もあり、24時間の電話相談体制を整える必要もある。</p>	B	
312	第4	1	(42)	200	<p>性犯罪被害者の中には急性ストレス障害、PTSDなどで自ら問題に対処する力が低下している者が少なくなく、情報提供だけでは支援として不十分である。その意味で、事件化の意思を問わず早期援助団体に繋ぐことは意味のあることである。ただし、休日や夜間で支援体制が不十分な地域もあるため、早期援助団体だけでなく、他の性犯罪被害者支援に特化した団体との連携も模索すべきである。</p>	B	
313	第4	1	(43)	201	<p>弁護士に対して、犯罪被害者等に配慮することを教育して欲しい。</p>	C	(再掲:第1-1・2)
314	第4	1	(43)	201	<p>犯罪被害者支援精通弁護士は基準も質もまちまちで、そのための二次被害も発生している。被害者・遺族が精通弁護士だからと依頼したところ、全く精通しておらず、ただ研修会に参加しただけとか、事件を1回手がけただけという弁護士も多く、本当は誰が精通しているのかわかりづらくなっている。その人が本当に被害者の側に立ってくれる弁護士かどうか疑問な事例もある。そのため、下記の2点を要望したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援精通弁護士の基準を厳しくしたうえで、明文化してほしい。 ・適正な委任団体から推薦を受けた講師による研修を受けさせるなど、よりきめ細やかな被害者への配慮を行い、適切な活動を行うことができるような教育の機会を増やしてほしい。実際には加害者弁護しかほとんど経験のない弁護士が研修などを行っても意味がないと考える。 	B	
315	第4	1	(43)	201	<p>日本司法支援センターによる支援について、性暴力救済センター・ワンストップ支援センターと連携して、性暴力被害者支援のための弁護士によるサービスの向上を行うこと。一部の地域の弁護士会ですでに専門の研修を受けた弁護士を登録して、希望があればリストアップされた弁護士が無料で相談を受ける体制がとられている。それを弁護士会の負担ではなく日本司法支援センターの支援に位置づけることで地域格差無く支援が受けられるようになるのではないかと。</p> <p>また、特に性犯罪に関しては、過去の異性との交際や性的経験等、事件に直接関係のないことは問わない教育も徹底してほしい。</p>	B	
316	第4	1	(43)	201	<p>性暴力に関わる「相談支援員」を兼ねる弁護士を、各地の法テラスにおく。研修を恒常的に行い、その点についての周知も行うこと。</p>	B	
317	第4	1	(43)	201 ~ 204	<p>日本司法支援センター(法テラス)における支援は、資産要件等制約が多く、被害者支援センターの電話相談等で法テラスを案内しても結局支援が受けられないケースが多く、いたずらに相談者に時間を取らせることがある。</p> <p>法テラスの支援内容を見直していただきたい。</p>	B	(再掲:第1-1・2、第3-1・126)
318	第4	1	(43)	201 ~ 204	<p>賛成である。</p>	C	
319	第4	1	(43)	202	<p>単なる情報提供を超えた「コーディネーター」としての役割を期待する。</p>	C	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
320	第4	1	(44)	205	賛成である。 ただし、自助グループの活動は、まだまだ、小規模であり、全国的には活動していない。 自助グループには、心理学の訓練を受けたファシリテーター(指導者)の存在が不可欠であり、ファシリテーターのいないグループには、弊害だけが残る。国は、自助グループを財政的に援助する体制を整えるべきであり、また、ファシリテーター養成のための施策を充実させるべきである。	B	
321	第4	1	(45) (46)	206 207	賛成である。	C	
322	第4	1	(46)	207	国内の民間支援団体や地方公共団体等の支援も受けられるよう紹介することも必要。	D	基本計画案骨子記載の、外務省が犯罪被害者に紹介を予定している「関係省庁の犯罪被害者支援に関するホームページ」上において、当該団体等の情報も提供されているため。
323	第4	1			相談支援にむけて「多言語での相談、情報提供等」を、加えてほしい。	B	
324	第4	1			被害者支援にかかわる情報についてすぐに情報が入手できるようにインターネットなどでの周知を推進すること。	B	
2 調査研究の推進等(基本法第21条関係)							
325	第4	2	(1) ~ (12)	208 ~ 220	賛成である。	C	
326	第4	2	(1) (2)	208 209	男性の被害、性的マイノリティの被害についても、明確に調査研究をしていくべきである。	A	以下のとおり修正を行うこととする。 (1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討 警察庁において、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等を始め、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するための調査を実施する方向で検討する。【警察庁】(208)
327	第4	2	(2)	209	(第2-2-(10)に関連し)児童虐待死亡事例の検証と並んで、DV死亡事例についても同様の検討を進めるべきである。DV防止法25条調査研究。その際、DVのみならず、子供虐待の有無、関連についても、掘り下げて調査されるべきである。	B	
328	第4	2	(2)	209	性暴力被害者への二次被害に配慮した詳細で広範囲な実態調査を行うこと。現在行われている「男女間の暴力に関する調査」における「異性から無理矢理性交された経験があるか」という質問項目だけでは、幅広い性暴力の一部の実態しか把握できていない。また、郵送による調査では性暴力のような被害について十分に聞き出すことはできないので、訓練された調査員による面接調査を実施すること。 さらに、18、19歳などの若年性犯罪等被害者の実態を把握するための研究を行うこと。	B	
329	第4	2	(3)	210	法務省において性犯罪被害者の被害時の心理状態や対処行動について調査をしてほしい。	B	
330	第4	2	(4)	211	犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究については、特に性犯罪等被害者の精神健康の回復にはジェンダー平等・男女共同参画の視点をもった支援やカウンセリング対応が有効であることを実証的に検証する研究も行ってほしい。	B	
331	第4	2	(5)	212	児童虐待防止対策に必要な調査研究においては、性的虐待の定義に関わらず、幅広い性暴力被害の実態が把握できるようにすること。	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
332	第4	2	(6)	213	警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実として、精神保健福祉士及び社会福祉士等による被害者に関わる社会福祉の専門的研修を取り入れることをお願いしたい。	B	
333	第4	2	(12)	220	賛成である。ただし、犯罪被害者と直接対面し、様々な精神的・経済的な負担を伴う可能性の高い業務を担う人材をボランティアに求めるのではなく、相当な報酬を得た専門家にその役割を委ねられるよう種々の施策を執るべきである。	B	
334	第4	2	(13)	221	賛成であるが、そもそもそのような「情報」や「ノウハウ」を日本司法支援センターが蓄積するための方策が採られているのかが検討されるべきである。	B	
3 民間の団体に対する援助等(基本法第21条関係)							
335	第4	3	(1)	222	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体は人的基盤および財政的基盤が非常に脆弱であり、活動経費の制約等から支援体制自体がボランティア頼みである。 このため、犯罪被害者等のニーズに対応したきめ細かな支援を実施する民間支援団体の運営や人材を確保・育成する必要があり、「犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実」について、犯罪被害者等基本法に定める国の役割を果たすため、『努める』ではなく、『実施する』に改め、実効性のあるものになるようにしていただきたい。	D	既に実施している施策であり、さらに充実させる方向性で進める趣旨で、計画案文中では「努める」との文言にしているものである。
336	第4	3	(1)	222 223	性暴力被害者の自助グループの活動のために会場を提供するなどの支援を行うこと(被害者の孤立回避と回復支援のために必須)	B	
337	第4	3	(1)	222 223	【意見】 賛成である。 【理由】 多くの犯罪被害者支援団体は、危機的な財政状況にある。支援団体の存在の重要性に鑑み、必要な支援が迅速に行われるべきである。	B	
338	第4	3	(2)	224	預保納付金の活用については、民間団体の運営資金などにも活用することを検討してほしい。	B	(再掲:第1-2・18)
339	第4	3	(3)	225	内閣府が、「地方公共団体に対し、民間団体の連携協力の充実強化を働きかけ、途切れない支援の実施を促進」と働きかけるだけでなく、連携や協力がスムーズにいこう、内閣府が、モデルケースを作成したり、情報提供や財政的支援を行う等、真に促進するよう内閣府が先導を切っていただきたい。	B	
340	第4	3	(3)	225	メールマガジンは、援助を行う民間の団体の全てに配信すべきと考える。なぜなら、希望のみに配信したのでは、地域によって支援の差が出来てしまう可能性があるとともに、地方公共団体との連携がとりやすくなるからである。	B	
341	第4	3	(5)	227	認定NPO法人の認定を得るのは手続も煩雑であり、時間もコストもかかる。認定NPO法人取得の要件を緩和してほしい。実態をよく見て、値する法人は速やかに認定できるようにしてほしい。	E	犯罪被害者等施策の枠内にとどまらないことから、基本計画の見直しの中での検討にはなじまない。

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
342	第4	3	(6)	228	<p>【意見】 警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援及び指導・助言を行う。</p> <p>【理由】 第2次5年計画では、「…連携を一層強化し、支援及び指導・助言を行い、犯罪被害者等の早期援助団体制度の適切な運用を図る。」となっていたが、早期援助団体制度の運用は軌道に乗っているが、犯罪被害者等の援助を行う民間団体については、警察による支援及び指導・助言が不可欠であることからこの文言を入れるべきである。</p>	A	<p>以下のとおり修文を行う。</p> <p>警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、支援及び指導・助言を行う。</p>
343	第4	3	(7)	229	不適切な活動に対する指導だけでなく、早期援助団体が果たすべき役割を發揮できていない団体に対しては、物的、組織的、財政的な面での助言や、財政的支援体制を整えるべきである。	B	
344	第4	3	(2)~(7)	224~229	賛成である。	C	
345	第4	3			犯罪被害者支援は長期にわたるものであり、人が人をささえるマンパワーが必要とされる。近年、支援件数が増加傾向にあり、活動基盤の充実が必須であるが、自主財源の確保に苦慮している。諸外国では、国の施策として、直接国が支援する体制を確立しているところもあることから、民間支援団体主体の日本においても、国から補助金をお願いしたい。自助努力にも限界がある。	B	
346	第4	3			DV・性暴力犯罪・ストーカー・児童性虐待などの被害者支援にかかわっている民間シェルターや、支援団体、性暴力被害者ワンストップ支援センター等に対して、基礎的運営費およびスタッフ人件費の公的財政補助を行うこと。	B	
○ その他							
347	第4				<p>1. 地方公共団体における相談窓口対応について 全国的に、県、各市町に犯罪被害者等の相談窓口は一応整備された。しかしながら、被害者条例の制定されていない県、市町もあり、そのような行政では、実際に相談に応じる相談員は、門外漢である一般職員が他の業務の傍ら兼務している場合がほとんどであり、困難事例については民間支援団体である被害者支援センターに持ち込まれる。また、継続して支援に当たる体制を取っていないため、これも支援センターに頼らざるを得ない。</p> <p>2. 民間支援団体の現状 多くの被害者支援センターは、設立10年以上たっている。電話相談中心だった当初に比べ、直接支援が激増している。その上、公共団体、警察、弁護士会等を通じての支援も増加の一途を辿っており、支援センターの活動はますますその重要性を増している。設立当初から活動を支え続けた支援員も多いため、高齢化が際立っており、世代交代の時期が近づいてきた。また、裁判員裁判などに対応できる、軽快な行動力と高い専門性を持つ専従の職員の育成が急務となっている。しかし、脆弱な財政基盤がその育成の大きな壁となっている。</p> <p>3. 国の取り組みに望むこと 以上の2点に鑑み、国におかれては支援センターの重要性をより一層認識していただき、財政基盤の充実と人材育成の必要性を基本計画に定め、国として取り組んでいただけるようお願いする。</p>	B	<p>新たな基本計画の策定に向けた論点として、「地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進」や「民間団体の活動促進」が取り上げられ、基本計画策定・推進専門委員会等において検討された結果、「地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進」(150)、「地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化」(151)、「地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進」(152)、「コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援」(163、219)、「民間の団体への支援の充実」(222、223)、「犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等」(225)が盛り込まれたところである。</p>
348	第4				長期的な支援体制を完備し、医療的急性期の概念のみで支援をせず、性暴力の影響は長期に渡り、また様々な場面において影響が出るということについて、より明確に周知する。	B	
349	第4				事件直後から弁護士や支援者等が被害者の同行支援を行うことを制度化すること。また、その支援者は必ずしも各地のワンストップセンター等公的な存在だけではなく、被害者自身が選ぶことができるようにすること。	B	

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考
350	第4	被害者が発表を望んでいない場合でも先にマスコミによる報道がなされてしまう場合もある。そのような事態が起きてしまった時の対処も必要ではないか。マスコミに対して、これ以上の報道を避けるなどや、被害者に対しボディーガードのようなものをつけ、マスコミの取材や一般人の来訪を中止するなど、被害者のプライバシー保護を最優先に守れるようにする。	B	
351	第4	対象が「児童生徒」となっているものについて、児童生徒に加え、幼稚園・保育園児から大学院生までを対象にしたい。	B	

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考	
1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)					
352	第5 1	(1) 230 ~252	賛成である。	C	
353	第5 1	(1) 230	生命の大切さだけでなく、性犯罪被害に巻き込まれないための『早い時期からの性教育』について、計画に盛り込んでいただきたい。	F	学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して正しく理解し、生涯を通じて健康な生活を送ることができるようにすることを目的に実施しており、性犯罪を含めた犯罪被害に巻き込まれないようにすることは目的としていない。
354	第5 1	(2) 231	学校教育のカリキュラムにおいて、実態に即した具体的な人権教育・性教育の実施を推進すること(当然として、教育関係者への適切な研修内容の実施が前提)	B	
355	第5 1	(4) 233	子どもへの暴力防止の参加型学習の推進に賛成する。	C	
356	第5 1	(6) 235	小学生対象に授業の一環として命の大切さや犯罪を犯すこととはどういうことなのかを思春期の前に教育することが必要である。それには、被害者家族の講演や展示も有効かと考える。 理由1. 子どもが生まれ持った個性や生活環境により、道徳意識が固まっていく為、中学生からでは遅すぎる。 理由2. ゲーム依存症の子どもが増えており、「殺す」「リセット」がボタン一つで出来ることに何の疑問も感じず成長することは、新たな犯罪者を生み出すことに繋がるのではないかと。早急に国を挙げて命の教育に取り組まなければならない。 理由3. 運転免許取得の為の安全教育ではなく、高校入学前には、飲酒、薬物運転撲滅の為に交通事故被害者と加害者の声を届ける教育をして欲しい。	B	
357	第5 1	(6) 235	中学生・高校生に性暴力救援センター・ワンストップ支援センターに相談できることを講演会等で周知すること。	B	
358	第5 1	(10) 239	もっと国や県、市区町村が中心となって広報・啓発活動について指導してほしい。(ほとんど関与していない)	B	
359	第5 1	(10) 239	運転代行事業者をもっと啓発活動に参加させ、事業者自らの意識を高めていくことも必要と考える。公益社団法人全国運転代行協会(中央区日本橋兜町)が業界の窓口団体として存在しており、この組織を活用して被害者支援をすることが、社会的にさらに大きな支援の取り組みができるのではないかと。 また、行政(国)が民間の活動を広報・後援してほしい。子供を対象とすることで、家庭で親子・保護者が語り合うことにより、飲酒運転による悲しみの存在を知り、被害者にならず、将来、飲酒運転の加害者にもならない、環境教育が行えるのではないかと。	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
360	第5	1	(11)	240	性被害は、女性、子どもが多いけれども、男性や障がい者、高齢者にも起こっている。とくに男性の性被害は、まだ知られていない。聴き取りには配慮やスキルが必要だ。	A	以下のとおり修正を行う。 (11)被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進 各府省庁において、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体でこのような犯罪被害者等を支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(240) 【再掲:第4-1(追加)】
361	第5	1	(11)	240	性犯罪の被害者には男性や、性別を移行した人、あるいは移行中の人等もいる。相談者対象の研修では、規範的な性別以外の性を生きる人々も被害者の想定に含めてほしい。 また、相談に係る情報の提供においては、男性被害者や多様な性の人が「自分も相談していいんだ」と思えるような情報提供となるよう、関係団体等と連携して情報発信の表現等を検討してほしい。	A	以下のとおり修正を行う。 (11)被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進 各府省庁において、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体でこのような犯罪被害者等を支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(240) 【再掲:第4-1(追加)】
362	第5	1	(11)	240	潜在化しやすい被害者として、性的少数者も例示してはどうか。	D	第17回基本計画策定・推進専門委員等会議における「被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援」の検討で、「性的マイノリティー」も被害が潜在化しやすい類型として、各構成員間で認識を共有した。しかしながら、現行の案において、例示するものとしては、「性犯罪被害者や被害児童」とすることが了承された。
363	第5	1	(14)	243	性暴力被害者の支援は、人権侵害に対する支援であるにも関わらず、声高にアピールできる性格ではなく、又、個々の支援団体は広報の費用負担に耐えられない。 については、「犯罪被害者週間」とは別に「性暴力被害者支援の日」を制定し、マスメディアによる広報により、毎年記事として発信する機会を多くすることにより、国民の理解の促進を図る。	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
364	第5	1	(19)	254	賛成である。ただし、性犯罪や子どもが被害者である場合は、顔見知りによる事件が多く被害が顕在化しにくい。ため、実数の把握も実情の把握も極めて困難である。このような実情を踏まえ、どのような情報提供を行うのか、基本計画案骨子は明らかにしていないため、多くの潜在的被害者の保護や将来の被害発生防止に役立たないのではないか疑問である。知らぬ人による加害行為だけを問題にするのであれば、情報の提供の仕方如何によっては、「こういう人には要注意」といった類のものになりかねず、その場合、住民の間に、相互監視、差別、排除の問題が生じないか懸念される。	B	
365	第5	1	(20)	255 256	賛成である。	C	
366	第5	1	(21) (22)	257 258	【意見】 賛成である。 【理由】 犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようにするためには、国及び地方公共団体等による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々からの理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。	B	
○ その他							
367	第5				一番危惧されるのは、性暴力被害について、沈黙を強いられること。水面下に多くの被害者がいる。適切な手当ができれば、さまざまな支障が生じる。性教育は、生きる豊かなエネルギーを伝え、性被害・性加害を予防する。しかし家庭によって、それが可能な家庭かどうか、難しい。性教育・性の健康教育を就学前・小中高校で適切に行って、土壌をつくる必要がある。	B	
368	第5				性暴力の被害者にも加害者にもさせないために、保育所、小学校、中学校、高校で年齢に見合った、暴力防止教育をしてほしい。	B	
369	第5				性暴力被害防止については、メディアやインターネットの適切な使い方を学ぶ機会が必要。しかも子どもたち自身が主体的に使いこなす意欲をもつことが大事。子どもWSなどで、これらを推進していくことが望ましい。そのためのファシリテーター養成が必要ではないか。	B	
370	第5				制度利用に関わる周知活動において、性犯罪の実態にあわせ、性別を限定するような記載等(ex,女性を守る、女性のための)をやめること。	B	
371	第5				現在の犯罪に係る意識啓発については、「犯罪に遭わないために」というメッセージがあまりにも多く、これでは、犯罪被害者は「気をつけなかった自分が悪かったのか」と思われる。また、周囲も、注意を怠った被害者が悪い、とありがちである。 性犯罪は許されない、犯罪は、加害側が悪く、社会はそのような犯罪を許さないというメッセージの発信に見直してほしい。	B	

その他(第1から第5以外)

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考
○ その他				
372		「犯罪被害者等基本法」という立派な法律を持ちながら「加害者天国」がまかり通っていることの一因は行政府にもあると思う。この法律の執行に関わる方々は、基本法を熟読し、その立法趣旨の理解に努めていただきたい。	C	
373		全体的に「図る・努める・推進する」などの抽象的な文言が多く、具体的にどう図るのか、どう努めるのか、どう推進するのか不明確であり、これでは努力義務で終わる可能性が高い。努力義務で終わるような基本計画では、真に犯罪被害者の救済はできない。もっと内容に具体性を加筆し、抽象的な文言の使い回しを避けるべきである。	C	指摘対象の施策が不明確であるため、参考とする。
374		1 死亡事故を起こした者は、ただちに免許を取り上げるべきである。 2 過失だからというだけで、刑罰を免れるのはおかしい。うちの加害者は、何の落ち度もない幼い子どもを殺しておいて、執行猶予に守られ、近所で平然と今まで通りの暮らしをしている。 3 高齢者への交通指導をしっかりとしてほしい。 4 免許の更新時の視力、視野検査を厳しくしてほしい。(病歴の確認も。)	E	犯罪被害者等施策の枠内にとどまらないことから、基本計画の見直しの中での検討にはなじまない。
375		「自転車も自賠責保険の対象にすべき」との意見がある。乱暴な意見のように思えるが、私は検討に値するものと思う。	E	犯罪被害者等施策の枠内にとどまらないことから、基本計画の見直しの中での検討にはなじまない。
376		自転車にも方向指示器を付けて欲しい。	E	犯罪被害者等施策の枠内にとどまらないことから、基本計画の見直しの中での検討にはなじまない。
377		「後遺障害等級表」を現在の社会に対応した形に改めるべきである。	E	犯罪被害者等施策の枠内にとどまらないことから、基本計画の見直しの中での検討にはなじまない。